

議事日程(第5号)

令和元年12月16日 午前8時59分開議

- 日程第1 議案第74号 請負契約の変更について(吉賀中学校改修工事)
- 日程第2 議案第75号 請負契約の変更について(朝倉公民館建築工事)
- 日程第3 議案第76号 吉賀町長等の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第77号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第78号 吉賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第79号 吉賀町地区集会所施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第80号 吉賀町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第81号 吉賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第82号 吉賀町定住促進住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第83号 吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第84号 吉賀町特定優良賃貸住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第85号 吉賀町障がい者地域活動支援センター条例を廃止する条例について
- 日程第13 議案第86号 平成31年度吉賀町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第87号 平成31年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第15 議案第88号 平成31年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第16 議案第89号 平成31年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第17 議案第90号 平成31年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第18 議案第91号 平成31年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第19 議案第92号 平成31年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第20 議案第93号 平成31年度吉賀町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第21 発議第6号 会計年度任用職員制度の施行に伴う地方自治体への十分な財政措置を求める意見書(案)

- 日程第22 請願第1号 日本政府と国会に核兵器禁止条約への調印・批准・参加を求める意見書提出を求める請願書
- 日程第23 要望第7号 町政活性化に関する要望書
- 日程第24 発委第3号 医療・介護従事者の全国一律の最低賃金新設と労働条件の改善を求める意見書（案）
- 日程第25 閉会中の継続調査について
- 追加日程第1 発議第7号 日本政府と国会に核兵器禁止条約への調印・批准・参加を求める意見書（案）
- 

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第74号 請負契約の変更について（吉賀中学校改修工事）
- 日程第2 議案第75号 請負契約の変更について（朝倉公民館建築工事）
- 日程第3 議案第76号 吉賀町長等の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第77号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第78号 吉賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第79号 吉賀町地区集会所施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第80号 吉賀町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第81号 吉賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第82号 吉賀町定住促進住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第83号 吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第84号 吉賀町特定優良賃貸住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第85号 吉賀町障がい者地域活動支援センター条例を廃止する条例について
- 日程第13 議案第86号 平成31年度吉賀町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第87号 平成31年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第88号 平成31年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第89号 平成31年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第90号 平成31年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第91号 平成31年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

- 日程第19 議案第92号 平成31年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第93号 平成31年度吉賀町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第21 発議第6号 会計年度任用職員制度の施行に伴う地方自治体への十分な財政措置を求める意見書（案）
- 日程第22 請願第1号 日本政府と国会に核兵器禁止条約への調印・批准・参加を求める意見書提出を求める請願書
- 日程第23 要望第7号 町政活性化に関する要望書
- 日程第24 発委第3号 医療・介護従事者の全国一律の最低賃金新設と労働条件の改善を求める意見書（案）
- 日程第25 閉会中の継続調査について
- 追加日程第1 発議第7号 日本政府と国会に核兵器禁止条約への調印・批准・参加を求める意見書（案）

---

出席議員（12名）

|            |            |
|------------|------------|
| 1番 桑原 三平君  | 2番 三浦 浩明君  |
| 3番 桜下 善博君  | 4番 松蔭 茂君   |
| 5番 中田 元君   | 6番 大多和安一君  |
| 7番 河村 隆行君  | 8番 大庭 澄人君  |
| 9番 河村由美子君  | 10番 庭田 英明君 |
| 11番 藤升 正夫君 | 12番 安永 友行君 |

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 水落 裕之君

---

説明のため出席した者の職氏名

|            |        |            |        |
|------------|--------|------------|--------|
| 町長 .....   | 岩本 一巳君 | 副町長 .....  | 赤松 寿志君 |
| 教育長 .....  | 光長 勉君  | 教育次長 ..... | 大庭 克彦君 |
| 総務課長 ..... | 野村 幸二君 | 企画課長 ..... | 深川 仁志君 |

税務住民課長 …………… 齋藤 明久君      保健福祉課長 …………… 永田 英樹君  
産業課長 …………… 山本 秀夫君      建設水道課長 …………… 早川 貢一君  
柿木地域振興室長 …………… 栩木 昭典君

---

午前8時59分開議

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、ただいまお手元に配付したとおりです。

なお、中林出納室長については、窓口業務等用務のため、本日は欠席をします。

---

### 日程第1. 議案第74号

○議長（安永 友行君） それでは、日程第1、議案第74号請負契約の変更について（吉賀中学校改修工事）を議題とします。

本案については、質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第1、議案第74号請負契約の変更について（吉賀中学校改修工事）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第2. 議案第75号

○議長（安永 友行君） 日程第2、議案第75号請負契約の変更について（朝倉公民館建築工事）を議題とします。

本件についても質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 先月の全員協議会のときにお聞きをした内容ですけども、この朝倉公民館の建築に伴いまして、道路向かい側にある杉の木が何らかの理由により倒れるということも予想されているということを述べていたわけですけども、その後、この杉の件について検討されたか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 光長教育長。

○教育長（光長 勉君） 現時点では、あれから検討はしておりません。

○議長（安永 友行君） ありませんか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 主な変更内容が出てますけど、これは当初の計画で、なぜこれが計画に組み込まれなかったのかということと、470万円、最近、仕事がない中で結構な金額だと思うんですけど、これを、入札を別に出さなかった理由、2点をお聞きします。

○議長（安永 友行君） 光長教育長。

○教育長（光長 勉君） 全協の資料のほうで主な変更内容というのがありますけども、まず県道工事のほうです。進入路の関係なんですけども、進入路と排水管の敷設なんですけども、進入路に関しては、県道との取りつけの協議で、県との協議の中で少し変更が必要なおことが出てきたのと、それから排水管の敷設なんですけども、この関係が、当初予定していたのが、現在の公民館の排水をしているところに出す予定でしたけども、地元との協議の中でいろいろと問題点が出てきて、排水箇所を県道を挟んだ反対側に変更せざるを得なくなったということで、その関係で変更が生じたということでございます。

それから、周辺整備工事につきましては、ごみ置き場の関係なんですけども、これについてもちょっと発注までのところで、ごみ置き場の移設場所とか、そういったところが地元と最終的な詰めができてなかったということがありまして、若干変更が生じたということと、それから、倉庫の解体なんですけども、これは買収してないところの倉庫の解体でありまして、これについても当初設計に載せるとなると、きちっとした設計が必要なんですけども、その辺でちょっと落札した業者のほうに見積もりをいただいて、変更で追加工事とさせていただいたということでございます。

それから、変更の400万円が結構な額ということなんですけども、やっぱり変更内容が本体工事と関係するところが大きいところもありますし、あと1億4,000万円の本体工事のうちの400万円ということですので、全体の工事費から見ると、それほど大きな変更額ではないというふうに認識をしております。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） そもそもこの隣接の倉庫というのは、確か民間の方の倉庫だったと思うんですけど、この公民館を建設して使用するに当たって、民間の方のその倉庫を撤去す

る必要があったのかどうかということをお聞きしておきます。

○議長（安永 友行君） 光長教育長。

○教育長（光長 勉君） ちょうど進入路が県道との取りつけにつくんですけども、左右の見通しが悪いというところもありまして、あとは用地買収をする上での話の中で、現在建てている用地とその倉庫が建っている用地の所有者の方が同じでありまして、その辺の話の中で条件として出たのがあります。一応、今の正面の進入路の出入りをする上で障害になるというのが、一番大きな理由かなというふうに思います。所有者の方も撤去してほしいという御要望もあったので、その辺の条件もあって、今回撤去するということになりました。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 排水路の取り出し口、当初ですけども、そのことについて担当者の方からお話があったんですけども、今、排水路の通常の管理は私ども地元で管理をしております、当初の予定のところにも出していいかどうかというのを、もう一度地元で協議してからでないと、返事をできないということとさせていただきます。その後、協議をしてくださいという依頼を、実を言うと私のところでは受けていません。もう一度今の排水口を変更したときの経緯について御説明願います。

○議長（安永 友行君） 光長教育長。

○教育長（光長 勉君） 担当者からは、地元の方とお話をしたときに、当初予定しておりました排水路に排水を出すということで、地元の方とお話した中では、将来的にわたって公民館のほうも水路の管理に加わってほしいというような御要望があったということでございます。

ただ、公共施設の排水場、いろいろなところでもあるんですけども、それについて将来的にわたって町が排水路の管理までということにかかわるというのはちょっと厳しいかなというふうに思っております、それで今回あそこのグループホームが排水をしております排水路に変更をさせていただいたということでございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 先ほど教育長の答弁の中で、全体の金額が1億4,000万円のうちの400万円は大した金額ではないと言われたんですけど、そういう、どういうんですか、請負契約でそういう感覚でされているのかどうか、ちょっとお聞きしたいんですけど。

○議長（安永 友行君） 光長教育長。

○教育長（光長 勉君） 工事に関して言うと、建築工事もさることながら、土木工事もそうなんですけども、やはり変更というのはどうしてもつきものでありまして、現場の状況によっては変更する必要が生じてくるのがほとんどだろうと思っております。

そうした中で、今回のこの変更金額が400万円ですけども、1億4,000万円からいうと、

例えばこれが数千万とかいうレベルの変更であれば、かなり大きい変更だというふうに認識はするんですけども、それと内容的に見て、本体工事と関連のある、例えばほかの業者がそこに入ってくると、施工する上でかなりいろんな支障が生じるというようなことがありますんで、これぐらいの変更であれば、当然元請である業者の方に変更で施工してもらうのが適当だというふうに判断します。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） この件に限らずですけども、この74号も同じなんですけども、毎回私もお願いというか言っとるんですけども、地元で、地元の業者さんがとられるような仕組みづくりというのを今後考えていかないと、仕事量は全体にどこにせよ、建築にせよ、少なくなる中で、この方たちがとるということは、税金は落ちてこないわけですから、その辺のところ町長、今後大きい工事が出るかどうかは別としまして、吉賀町バージョンといいますか、県にちなんでとか、要綱がこうなってますからということをよく聞くんですけども、その辺で法的に照らし合わせて、町内業者が受注できる仕組みをつくっていかないといけないと思うんです。その辺について、町長、どういうお考えでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 公共事業の発注のスタンスにつきましては、これまでと全く同様でございます。いつも申し上げますが、物品の納入を含めてでございますが、町内のほうで調達あるいは発注が可能なものは、極力そのようなことをまず主眼に置いて指名審査会等で協議をさせていただいています。

我々といましては、大きい工事も含めてですけど、町内の業者のほうへ発注をしたいというのは当然あるわけでございますが、やはり資格要件の件であったり、やはり最終的な成果品を吉賀町のほうへ納めていただく、工事を完成をしていただくということになれば、やはりそれなりの品質が求められるわけございまして、その担保がとれるかというところが結局資格要件の部分だろうと思います。そこには当然過去数年間の事業実績のこともあります。

そうしたことを総合的に判断をさせていただいて、当然指名、一般も含めてでございますけど、町内でいけるのか、それから町外にするのか、県外にするのか、それから西中国エリアにするのか、そうしたところを少しずつ結果的にエリアを広げていかざるを得ないということがございます。小さい物品の納入も含めてでございますけど、極力我々といましては、以前から申し上げておりますように、町内企業様のほうへ発注できることをまずは第一義的に考えさせていただいて、指名審査会等で協議をさせていただいているということ、繰り返し申し上げておきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 町長おっしゃいますことはわかりますけども、やはり資格要綱とかいうのにちなんでとか、照らし合わせてとか言えば、実績が云々ということと言われるんですが、実績云々ということになりますと、やはり実績を積まないと実績は出てこないわけですし、可能な限りこうだということも言われますけども、ものによっては分離発注、部分発注というのはおかしいかもしれませんが、そういう方法をとって、そうすると単価が上がると、全体が上がるという解釈かもしれませんが、例えば1億円に対して2%の経費であれば、それを1、1に分けるとか、そういう方法論も出てくるんじゃないかと私は思うんですけども、難しいんでしょうかね、そういうことは。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） まず、実績のことでお答えをさせていただきたいと思いますが、これまでも、ここ数年の中でも、実績を積んでいただいた業者の方には、町内のほうで発注をさせていただくというような改善もしております、現に。結果としてそちらの業者さんに指名の枠に入らせていただくような、ということもこれまでのところやっておりますので、そこは御理解をいただきたいと思います。

それから、発注の方法といたしまして、分離とか分割の方法がということがございます。これもそうしたことで分割発注なりができることは、そのような検討もさせていただきますが、そのことによって結果的にその経費が二重にかさむということになると、全体の工事費が今度上がってくるということで、ここが費用対効果とか、いわゆる我々が判断するところのやっぱり分岐点になります。繰り返し申し上げますが、まずは町内の業者の方に発注ができないかということ、当然その中には、今、御指摘のあった分離分割の発注の方法も含めて、そこは検討させていただいておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 関連になるんですが、町長が言われたことを聞きますと、未来永劫町内業者は仕事をとれないということになるんじゃないかと思うんです。実績を積みと言われても、そんなに事業が出てくるわけでもないし、数千万円の事業実績を有した企業でないと参加できませんと言われても、ないんだからできません。そんなことを言っていたら、そんな縛りをつくっていたら、本当に業者に、町内業者に出すことができんじゃないかと思うんです。企業体で実績を積んで入っていく方法しかないと思うんですが、企業体の本体のほうを町内業者にするとか、そうして技術的なことはほかの大きいといいますか、そういう実績を持った業者にサポートしてもらって、そういう入札の方法を変えられるとか、いろんな方法をやはり考えていかないと、いつまでたってもそういう実績がないから参加できないというんだったら、本当閉ざされていると思うんです。その辺も考慮されて入札を行ってほしいと思うんですが、いかがでしょう。



○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 御指摘のことは重々承知しておりますが、ですからこれまでも単独でなくてJVを組んでいただいて、その発注が可能なものについては、当然この役場の近くの公共施設についてもそうした発注の方法をさせていただいて、現に町内の業者の方にもその企業体の中へ参画をしていただいて、受注していただいて、立派な成果品を納めていただいたという状況もございますので、そうしてなかなか単独では町内企業様のほうへ発注できない部分については、JVというような形で受注の機会を設けて、それで実績を積んでいただくということで努力しておりますので、すべからく未来永劫そのような実績が積めないということは、私は決してないと思います。

これは、我々行政側も当然検討なり、どうした方法でいけば、まだまだ町内の企業様に門戸を広げるかという検討はさせていただきますけど、企業は企業様のほうで、やはり資格者をふやしていただいたり、これも助成事業もあつたりしますので、経験を積んでいただくようなことも当然努力をしていただくということが必要ではないかというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第2、議案第75号請負契約の変更について（朝倉公民館建築工事）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

---

### 日程第3. 議案第76号

○議長（安永 友行君） 日程第3、議案第76号吉賀町長等の給与の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありますか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 議案提案されましたときに、町長のほうからは職員を指導して

きた、また、再発防止を図ってきたということで御答弁をいただいております。具体的にどのような形で指導なり、再発防止ということで、ちょっと具体的な事例をもって示していただきたいと思えます。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 具体的な事例ということでございましたが、残念ながら本当に多くの事例がこの間、特にこの1年もございました。その1つの事案ごとにとということにはなかなかありませんけど、私が上程の際に気持ちも含めて若干お話をさせていただきました。その中で周知と再発防止ということで申し上げたところでございます。

周知につきましては、当然のことでございますけど、事案が発生をいたしましたら時間を置かず、直ちに臨時の庁議等を開催させていただいて、部下職員のほうへ管理職のほうから促していただくと。こうした事案があったということで、事後の事務執行に留意をいただきたいというような指示を出させていただいております。

再発防止策につきましては、それぞれのケースでまちまちでございますけど、まずはよくある、これは一昨年からもそうでございますけど、ダブルチェックを加えていったり、そうしたことをやる。それから、仕事のやっぱりやり方も変えていく、これは結果的に人事異動等で功を奏したようなこともございますが、これは決して人事異動をやってどうこうではございませんで、現行の職員の中で取り組めることがあるわけでございますので、仕事の工夫もしながら対策を講じていただいておりますということでございます。同様に、庁議のほうでも私のほうから、あるいは副町長のほうからそのような指示もさせていただいております。

それから、最近取り組んだということで申し上げますと、これは事案ごとにとということでは当然ございませんが、残念ながら不祥事も含めてかなりの事案があったということで、研修を担当しております総務課のほうでございまして、職員研修をさせていただいたということでございます。相当数の職員が参加をさせていただいてということで、この研修が結果的にどういった形で出るかというのは、まさに今からでございますけど、少なからずそうした研修もさせていただきながら、事務レベルの効率化とアップを目指していきたいということで今取り組んでいるところでございます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 処分がまだ決定してない中でのこういう責任のとり方というのはちょっとよくわからんですけど、処分が出てたらお詫びしますけど、まだ出てないんじゃないかと思うんですけど、処分が出んというのはどういうんですか、法律の解釈の仕方というか、そういった分で長引いていると私は理解しておるんですけど、行った行為ということ自体は悪いことであるので、そこら辺で処分を見て判断するというのもいかがかなとは思っています。

それと、今までの事務的なミスとか、そういうところで職員の不祥事ということでしたが、そういった中で、またこの後出てくる給与改定なんかも出すべきではない、若い人が初任給が少ないというの、そういった理由で若い人だけの給与改定というふうですけど、それもちょっと出すのは、はばかるのではないかなと思うわけです。そこら辺、ちょっと含めて。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 職員の処分といたしますのは、先般の飲酒にかかわる部分のことを指しておられるんだろうというふうに推察をさせていただきますが、これも上程のときに質疑の中で申し上げたとおりでございます。今、所管の警察のほうで調査なりをしておられますので、その結果をしっかりと受けた上で、当該職員につきましては分限懲戒委員会のほうを開催をさせていただいて、しかるべき処分に対応させていただきたいということでございます。

それに先んじて、我々特別職の今回の給与の減額の処分でございますが、これは先般の飲酒にかかわることも当然でございますが、再三申し上げておりますように、私は就任いたしましてから、残念ながら最初の当初予算の上程の際に、膨大な資料の差しかえがあったということに端を発して、これまで本当に多くの事案が発生をしております。それを含めて今回、特別職、私も含めてでございますが、自らがまず処分をして襟を正すということを、議会初め町民の皆様にお示しをさせていただきたいという思いの中で上程をさせていただいた案件でございます。決して先んじてということで、なかなか処分の関係でタイムラグがあって、御理解いただけない部分があるんだろうと思いますが、私はそうした思いの中で、まずはというところで今回上程をさせていただいたということでございます。

そうした中であって、後段の一般職員の給与改定でございますが、これも昨年ああした形で当初上程したものが否決ということになりましたけど、そのときからもいろいろお話をさせていただいておりますが、これはそこはまた違って、連帯責任というようなお話もほかの議員さんからもございましたが、不適切な取り扱いあるいは不祥事があった職員には、当該職員に対して処分を行う、これがあるべき姿でございますから、まずは給与改定というのは、職員の給与体制を確保するというので、人事院勧告あるいは島根県の人事委員会の勧告に準じた形で給与改定を行わさせていただきたいということでございます。

それを、やはり吉賀町の給与を決める基準は確たるものはないわけでございますが、そうしたことをやっぱりやっていきませんと、公務員のとりわけ吉賀町の職員、それから関連をいたす一部事務組合、それから民間も幾らかはそうした状況を見ながらということで御判断をされるところがあるわけでございますから、吉賀町の給与の部分が少ないから町内のほかの企業様のほうへも影響するということがやっぱりあるんだろうと思っております。

現状は、町内本当に厳しい状況は、私はしっかり認識をしているつもりでございますが、やは

りそうした形で給与改定を行っていきませんか、今、本当に人が足りない中で、民間だけじゃなくて公務職場も本当一緒にございます。先日も申し上げましたが、なかなか役場の職員の公募をかけても、応募すらあまりない。今回、今年度末定年退職を迎える職員もおりますし、途中で退職された職員もございました。そこを補充をしていこうと思いますと、やはりほかの自治体と同じ、やっぱりまずはスタートラインでのレベルでの条件でございませんか、結果的に吉賀町の公務職場への採用といえますか、応募がないというのは現としてあるわけでございます。

ですから、そこを回避したいということで、新卒の方、高卒、大卒の方の新卒の方以外に枠を設けて、3年以上の民間での経験実績のある方を対象にした社会人枠も今回初めて公募させていただいたということでございます。本当に町内の民間企業が厳しいというのは重々承知しておるわけでございますが、我々といたしましても、公務職場も本当に同じように厳しい。そうした中で、若い優秀な職員、それから経験のある職員を是が非でも採用したいという思いも一方ではあるわけでございますから、そうしたことで我々とすれば総合的に判断をさせていただいて、今回、また改めて給与改定の条例案を今上程をさせていただいているというところでございますので、どうか御理解を賜りたいと思います。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 役場内におきまして、採用された職員ではありますが、事務の流れそのものを理解をすることに困難を抱える、そのように見られる職員の方に対して、一緒に、町長もどうしたらいいのかということをごひ考えていただきたいということと、今回の定例会におきましても、議会に上げられる前の書類の差しかえということが起こっていましたが、なぜそれが起きたのかと。先ほど、ダブルチェックということをおっしゃいましたが、実際にダブルチェックできる状況にあったのか、それは職員の体制、それからそれに続く人的なマンパワーの話ですけども、そういうものがまずあったのかということと、今、役場の中で自分の仕事は何とかこなして、こなすという言い方ちょっといけないかもしれませんが、丁寧に遂行しなければいけないんだけど、ほかの職員が大変なときに、自分のほうの仕事をちょっと置いて一緒にやる、そういうような職場内でのコミュニケーション、そういうものが培われるような指導、そういうものについて町長がやっぱり先頭になってやってきたのかという点では、非常に私個人はそのようにちょっと思えない部分もあります。ですから、もう一度、例えば今の提出前の書類の差しかえについてとか、繰り返し出てきてしまった要因について、町長自身はどういうふうにご捉えているのかお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 今回も一部差しかえがあったようでございますけど、その要因はということになれば、ダブルチェック、トリプルチェック、とにかく繰り返しチェックが徹底をされて

いない、その結果がそうした事案の表れだというふうに思っています。

ですから、それが十分にできているかどうかといえば、できてなかったということだろうと思います。そこをやはり解決をしていくのが、先ほどから申し上げておりますように、研修であったり、日常の業務の中での職務の改善だろうというふうに思っております。毎日の積み上げが必要だろうというふうに思っています。ダブルチェックとかそうしたところのチェック機能がまだまだ機能していない、足りないところがたくさんあるだろうと私は考えております。確かに、それぞれのセクションの現場のところでは、管理職が最終的には目を通していただくということになっておりますが、そこがまだまだ不十分な部分が多分にあるだろうというふうに私は思っております。

一方では、やはりマンパワーを含めた体制の問題であったり、それから課の編成のことであったり、課題もたくさんあるというふうに私は承知しております。先般も全員協議会の中で、行財政改革あるいは財政健全化指針の計画の説明のときにも申し上げましたが、今ああして職員の構成する検討委員会も開催をさせていただいていただいておりますので、その結果を見て、適正な役場の組織がいかにあるべきかということは、やはり見定めていなければならないというふうに思っております。あとは課の中、あるいは課を横断した協力体制、コミュニケーション能力をいかに図っていくかということは、当然必要だろうと思います。

最後にお話にありました町長が先頭に立ってということでございます。そこがまだなりきっていないから、結果としてそうした事案が出ているわけでございますので、私が先頭に立ってやり切れていない部分というのが、それはやはり原因としては多分にあるというふうに思っております。そうしたことも反省も含めて、今回この条例案を提案をさせていただいたということでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 実際に、現場に今ダブルチェックできるような体制が整っているというふうに思われるかどうかだけ、もう一度その点だけお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 先ほど申し上げたとおり、十分な体制ではないというふうに思っております。ですから、ああして退職とかがございますが、そこをまず最低限のラインとして補充させていただいて、現状はやはり確保しなければならない。それ以上ということになりますと、あとは定員の適正化計画もございますが、許される範囲の中で柔軟な対応をとってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 町長がおっしゃいますように、就任されてからいろいろなことが

ある中で、こういう事態が、職員の事態が起きたということは、体が別と言えればそれまでなんですけども、民間でいったら即処分が、警察の処分が出てないということもありますけども、即懲戒免職ということになるかと思うんですけども、やはり先ほど来、町長が最終的にはチェックをして提案するなりするのが当然と、会社に例えてもそうなんです。社印を押すということは代表者の判ですから。それをダブルチェックが足りないというけども、各課のトップがおりますよね、課長が。そういうところで発生しているわけですから、その辺のところをその課の中で何回もチェックして、最終的に提案するというふうな仕組みを、もう危機感を持って、気概を持ってやってもらわないと、幾ら町長が頑張っても従わんと言ったらおかしい言い方ですが、機能が果たせないと思うんです。

幾らやっても、何年も続いていますよ、そういう状況が。普通は、我々が出した私文書が公文書になったら、もうそれはバッターアウトで、そんなことは社会的には通用しないことですから、その辺をやはりもうちょっと財政が厳しい折々に、数値が違つとるとか、単純なミスですから、そういうことをやはりもうちょっと気概を持ってやるということ、それぞれがトップ以下それぞれの課長、その辺の部署部署がもうちょっと気を引き締めてしてもらうことによって、我々もチェック機能を果たしていくということができると、双方ができるということになりますので、その辺のところを徹底して、やはり会社でも家でも一緒なんです。教育をきちっとしなきゃだめだと思うんですけども、その辺のところを町長にお聞きしても申しわけないんですが、一応今後はどういうふうな体制つくるということを回答してくださいませ。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 私が答えませんと、ほかに答える者がおりませんから、お答えをさせていただきますが、管理職のところでは当然それぞれの持ち場持ち場で、セクションのところでは責任をもってやるのが管理職でございますから、まずはそこはこれまでの事案を見ますと、そこがまず足りないんだろうと。最終的なやはりチェックは私でございますから、提案者は。一字一句違うということは、それは私の責任でございます。ですから、今回も一部差しかえがあったということは、小さい話をすれば、紙が1枚ですむところが2枚いるわけです。経費が倍いるわけです。ですから、事務の間違いもさることながら、そこでまた二次的に経費が発生するということ、やはり職員、私も含めてでございますけど、しっかり認識をしていかなければならないということでございます。ですから、これからいかにというお話でございますが、事改まって違うことをやるというよりは、これまでやり切れてなかったところを再度繰り返し繰り返し重ねて、それを完璧なものにしていく以外に私は方法はないと思いますから、そのことを徹底をさせていただきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいです。7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 私も先ほど来出ているんですが、こういう事案が起きますと、事案にもよると思うんですが、まず速やかに包み隠さず報告し、明らかにしていくと。そして、原因を追究し、再発防止策、改善策を講じ、それを行い、結果が見える、その時点で町長もこういうことを考えられるべきだと思いますし、普通の一般企業もそうじゃないかと思うんですが、もう一度お伺いしますが、やはり結果が見えてからのほうが私はいいいんじゃないかと思うんですが、どうでしょう。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 結果が見えてからという御指摘でございますが、これはやはりケースバイケースだろうと思います。そうした対応ができる部分は、そのような対応が一番わかりやすい。ところが、ものによってはなかなかそれを待っていると、時間ばかり過ぎて、結果的に我々が責任をとる部分が、タイミングがずれてくるわけでございますので、ここはやはりその責任をとる部分は早いほうが私はいいいと思った中で、今回提案をさせていただきました。

今、7番議員から御指摘のあった部分は、原則は私はそれで間違いないと思いますけど、それぞれの事案事案で対応させていただき、特に今回の場合は、それまでにまずは特別職が自らで処分をして、襟を正すというところを、これは当然議会、住民の皆様に対してもそうでございますが、まず内部的にも、職員に対しても、その姿勢をまず見せるということがあるということをお理解をいただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） まず、人様の不祥事とやかく言えるような立場ではないということをお断りして、1点だけ質問させていただきますけど、先ほどからトップとして町長の責任を問われとるわけですけど、この議案で、町長、三役の減給の議案なんですけど、私はこういう問題を、お金で解決するというのはいかななものかと思っております。責任のとり方の一つとして、こういう方法があるんだろうと思いますけど、一番大事なことは、こういう事案が起らないことを、きちっと対策をとっていくということが大事だろうと思っておりますので、そのことはまずつけ加えておいて、ここに三役の方の減給が出ておりますけど、私は先ほどの9番議員のほうから出ましたけど、やはり職員の皆さんにきちっとした自覚を持っていただくということに関しては、やはりここに並んでおられます管理職の皆さんの、課長の皆さんの何らかの処分、処分といったら少し言い過ぎですけど、自らが身を律するという一つの運命共同体としての責任のとり方というのもあると思うんですけど、その辺は考えられなかったわけですか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 責任のとり方ということで、ただ単に給与の減額、我々の給与の減額だけ、あるいはその方法がいかななものかということでございますが、まずは皆さんにわかりやす

い方法はということになりますと、残念ながらいずれの自治体でもやっているのが、やっぱりこの手法でございまして、これは最低限やっていかなければならないということ。

ただ、削減の率であったり、期間であったり、これは決まった物差しがあるわけではございませんので、その時々、特に今回言いますと、私の思いの中でということで、私は20%の3カ月、副町長と教育長は10%で1カ月というような判断をさせていただいたということでございます。これが全てではございません。給与の減額で、いわゆる片をつけてしまおうというようなことは決してございませんので、そこはぜひ御理解をいただきたいと思っております。

それから、当然対策の部分は、これまで繰り返し申し上げておるとおりでございまして、事案が発生いたしましたら、直ちに適切な対処をさせていただいて、それ以後、日日の改善作業に当たっているということでございますが、それが結果としてまだまだそうなり切れてないというところでございますので、引き続きこれは努力をしていかなければならない部分だろうと思っております。

それから、こうして並んでおります管理職でございます。これもそれぞれの立場で本当に頑張らせていただいているわけでございます。結果としてこうした事案があるわけでございますから、それぞれの事案につきましては、嚴重注意であったり、そうしたこと、職員に対しては指導的な助言も含めてでございますが、そうしたことで事案が発生した場合には、対応、対策等を講じさせていただいているということを御報告を申し上げておきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第3、議案第76号吉賀町長等の給与の特例に関する条例の制定についてを採決します。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4. 議案第77号

○議長（安永 友行君） 日程第4、議案第77号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。



本案についても質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第4、議案第77号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

---

#### 日程第5 議案第78号

○議長（安永 友行君） 日程第5、議案第78号吉賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） このたびの職員給与の分ですけれども、行政職給料表を見ておきますと、説明でもありましたけれども、おおむね三十七、八歳ぐらいまでの方の給与については上がるということで、じゃあすぐその上の人たちというのが、特に級の低い人たちの上がりようと、級の高い人で、まだこれから上がっていくという人たちのところで見ると、1年たって上がる金額の幅について、ですから40歳前後の人たちというのは上がり幅がそれほどない、せいぜい1年たって4,000円台であるだろうと。これが6級ぐらいまでの人ですと8,000円台ぐらいというようなことで、ちょうど一番お金がこれからまだいるであろうという年代の人たちのところの給与が、実際にはどんな上がり方になるのか、ちょっと計算しきれなかったんですが、そのことについて職員の給与の人事院勧告というのはあるんですが、それとは別に吉賀町としてどういうふうに捉えておられるか、お聞きをします。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） これまでも主として町長のほうが答弁をさせていただいております。

町としてこの給与体系についての考え方そのものを人事院勧告に委ねているという、そうしたことでこれまでできております。そして、今回もそのように条例の改正を提案申し上げておるところです。

今、御質問にありました、職員が入庁されて、そして退職までというところで、当然その年代年代ごとにその生活背景、そうしたものも変わっていきます。一般的には、30代、40代ということになりますと、子育て時期というようなそうしたところなのかなというふうに思っております。そうした内容も、人事院勧告そのもの、人事院の調査においては反映されているというふうに読み込んでおまして、かかるべき世代には相応のという、そうした考え方も幾らか含まれてはおるということです。

ただし、今回、今回というのはことしの人事院勧告そのものについては若手、とりわけ入職から30代半ばまで、その給与部分について上げるという、そういう勧告内容ということでありまますので、これはこのように、同様に町としても考えていく、そういう考えでおるところであります。

○議長（安永 友行君） 2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） この人事院勧告に関して、一般的には私はもうそんなに口出すものではないかもしれませんが、特に私も町民の代表として、今年度のいろいろ不祥事、ミスといったものを踏まえまして、町民からもいろいろな意見があります。

それで2点あるんですけど、人事院勧告、この職員給与に関しては関係ないと、関連性がないというお話もありますけど、町民としたらそれは必ずしも思っていないと思います。そういった実態を踏まえまして、私たちの判断としてそれぞれありますけど、やはり今年度のいろいろなことがありまして、結局役所自体がたるんでいるんじゃないかと、そういった意見もあります。私自身もちょっとそういったことを感じる時もありますけど、ただ、ミスが起きたことに関しては、皆さん、職員の方も忙しいと思います。

ただ、そのスピード感は、ちょっとそこら辺はよくわかりませんが、忙しい上にそういった不祥事が出たのか、そこら辺もお聞きしたいところもありますけど、一方で、反対では財政がどんどん悪化してくる中で、予算的なものに関しましても、その中で職員を減らすと、そういったことも出てきてないわけですが、やっぱりそういった背景がある中で、まずミスに関して、それがやっぱり職員がやったわけですから、忙しい上になったのか、そうでないのか、その辺をお聞きしたいことと、職員を減らしたらどうかとかいうこともありますんで、それは財政のことを汲みましてですけど、そこら辺のお考えをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 適切な回答でなかったら、また御指摘をいただきたいと思います。今、

住民の声を代弁をしていただいて、今2番議員のほうから御発言があったというふうに私は受けとめております。いろいろな事案が発生しております。そこを、それが役場の気の緩みだということであれば、これは本当間違いなくそのように受けとめざるを得ないというふうに思います。

ただ、その原因のところなんですけど、いろいろなものがやっぱり関係をしていると思います。やっぱり職員のいわゆる仕事の忙しさであったり、それから人員の不足であったりというようなお話もございました。あとは職員個人個人がやはり違いますから、スキルの差であったり、それからそれぞれの課、あるいは横断的なところも含めて、仕事のやり方がまだ不足があったりということで、そこらあたりが輻湊的に影響が出て、結果的に事務の間違いなんかが発生しているんだろうと思います。

定員適正化計画を持ちながら、職員のいわゆる数の管理もしているわけですが、なかなか今、国から県におり、県から今は市町村のほうへ事務がどんどん委譲しております。最後のとりででございますから、我々の役場のレベルで次へ委譲するところがないわけでございますから、権限の委譲は最終的には市町村役場のほうへ全てたまってしまおうと。そこを現状の職員で、定員適正化計画を実行しながらやろうと思えば、非常に難があるというのは御理解をいただきたいと思います。そこをやっぱり工夫をしてやるのが、仕事のやり方であったりということだろうと思います。場合によっては、外部のほうへ委託をするということも、一つの方法だろうと思います。

そこをやはりしっかり見極めて、今からは執行していかなければならないわけですが、今回のような事案が起きた原因が何かということ言えば、一義的には人員不足もあるでしょう。それから、仕事の量がふえて、その中でやっぱり多忙を極めているということもあろうかと思えますし、もう一つは職員のスキルであったり、それから仕事のやり方、こうしたところにも問題があるんだろうということを申し上げておきたいと思えます。

○議長（安永 友行君） 2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） こういうことはめったにあることじゃないんで、もう何もなければ、こちらがどうこう言うことはまずありません。町長の減給からしても、私は早めの対応で適正であったと思いますけど、ただ、一番やっぱりこの1年間でこれだけの、よその地域ではこういった事例はないと思うんですけど、やはり町長の判断は適正であるかもしれないが、やはり職員の引き締めが全くなっていないわけですから、これを民間に置きかえると、ちょっと懲戒解雇とかもある、そういった取引停止とかも、置きかえるとそういった流れになってくると思えます。やはり誰が悪いとつるし上げるのではなくて、全体のこととして町民の皆さんも思っておりますので、私も苦しみながらいろいろ町民に対してもその理由づけと言いますか、言わせてもらっていますけど、とにかく質疑になりませんが、まず引き締めすることが、そのけじめが大事だと

思います。

○議長（安永 友行君） ほかに。7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 今回は人事院勧告ということなんですが、やはり先ほど来出ています定員適正化計画、歳出と職員給与の広報から拾った数字で計算したんですが、27年度で7.71%、28年度で7.76%、29年度で9.16%、30年度で9.96%、これは私が計算したので定かではないんですが、やはり上がってきています。

一番町長も副町長も考えてほしいのが、14年前の合併時のことです。合併はなぜあったのかと。そのときの大きい目標といいますか、持続可能な町をつくるんだということでスタートしたと思うんですが、その中で財政の指標といいますか、それを当時ここに18年1月24日策定の大綱と何があるんですが、改革の集中改革プランというのが、98.1%の経常収支比率で、硬直化した財政運営であると。危険ラインと言われる90%を下回るように努力すると。その中に職員の適正化計画で、定数を精査し、向こう10年間で総数20%の削減をすると。そして財政を健全化していくんだという14年前の大きな目標があったと思うんです。

当時、町長も副町長もこれに携わられておられたと思うんですが、やはり財政の面から考えても、先ほどから出ています定員適正化、やはり回帰指数ですか、これは面積とか人口がある程度減っても、面積が変わりませんので条件変わってこないと思うんですが、やはり目標は、合併したときの目標は20%削減するんだというのがここにうたわれているんです。ここはやはりしっかりと守ってほしいと、町民みんなそういう思いを持っておられると思うんですが、見解のほう、お願いいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 職員数、人員の削減のことをございます。合併当時に、我々もそうした職場におりましたので、重々承知しておりますが、人員の削減、20%の削減でいえば、これはもう既に達成をしております。これはもう定員適正化計画を、それぞれ今、年次を追ってきておりますけど、これはそのときも説明をしているとおりでございまして、合併当時は人員を20%削減をしなければならない。

その道筋をどういうふうにしていくかという中で、当初は3人退職しても1名しか採用しない。その次のステップとして今度は2名退職したら1名を採用する。そうしたことで20%削減いたしました。今日に至っては、先ほどから申し上げておりますように、固有の自治事務がふえている部分に加えて、福祉事務所であったり、そうしたもろもろのほかの案件で、島根県のほうから権限が委譲されて、仕事がどんどんふえております。ですから、3人に対して1人であるとか、2人に対して1人であるとか、それ以上今度は切り込んでいくと、仕事ができなくなるということですから、現在の定員適正化計画のスパンとすれば、1名退職すれば1名採用する。

ですから、現状どうにか守りながら仕事をさせていただきたいということで、先般申し上げましたように、今はおおむね定員適正化計画は、計画どおり推移をしておる。その前段で、まず合併のときの財政健全化の、まず大きい柱であった人員の削減については、20%は達成をしていると、その延長線上で今来ているということはまず申し上げておきたい、御理解をいただきたいと思えます。

それから、冒頭ありました7%、9.何%というのは、これは人件費率のお話というふうに理解をいたしますが、これは今言いましたように、20%削減をしても、結局会計年度の予算全体の中でのこの枠になりますから、年によっては分母の多い、少ないでその比率は当然変わってくるということは当然ありますけど、そうは言いながら人件費率が7%台から9%台にふえてきたというのは、結果的に先ほど言いましたように、いろいろな業務がふえていく中で、一般職員だけではなかなかやりきれない部分が出てきます。

結果的にどうしていくかということ、臨時・非常勤の職員も採用していかないと、仕事が消化できない。これが全国的にそうした流れになっているわけです。平成10年、11年ぐらいから、平成の大合併の大きなこのうねりの中で、吉賀町、当時の4カ町村合併が破綻いたしましたから、結果的に旧柿木村と六日市町が合併して今の町になっていますが、そのときも全く同じでございまして、削減をいたしましたけど、結果的に仕事ができない、消化できないので、臨時・非常勤を採用しながらということで、今回のようになった。これが全国同じような形になったわけですから、そこをどうにか制度化しなければならぬということで、今回法律をつくって会計年度任用職員ということになったわけです。

ですから、正規職員が減る一方で、非常勤の職員がふえてきたという実態がある。ですから、報酬がふえる部分がありますから、それが結果的にその人件費の中に全部上乘せをされて、比率で言うと当初7%台だったのが9%台になったということだろうというふうに、今、お話を聞きながらでございますから、手元に数字がございませぬけど、恐らくそうしたことが要因としてあるのではないかというふうに思っています。

それから、経常収支比率のお話がございましたが、今は本当に80%後半ぐらいでどうにかもっていますけど、これがもう近いうちには90%になり、数年後には100%を超える、まさに財政の硬直化ということで、余り裁量がきかないような財政の状況になるということでございますから、先般お示しをさせていただいた向こう10年間の財政推計、中期財政計画は非常に厳しいわけですから、これをやはり少しでも改善をしていくために、あの指標が、中期財政計画はあるわけですから、それが少しでも改善をするように、これはいろいろな角度から検討していかなければならない部分だろうというふうに思っています。

人件費だけでなくして義務的経費です、扶助費であったり、本当に社会保障も含めて、そうし

たことが非常にニーズが高くなってきた、そこへかさむ経費がどんどんふえておりますから、現在のような状況になっているということでございまして、これは決して吉賀町だけの問題ではなくて、国の政策の問題も多分にあるわけでございますから、やっぱり国を挙げてそこらあたりは考えていかなければならない課題ではないかというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 先ほどの職員給与は、普通会計当初予算の一般職の方の給料を、その年の普通会計の決算歳出額で割ったもので、私なりに計算したんですが、これは職員さんだけの、これ八十何人ですか、一般職の方の職員数で割りました。

それから、合併当時の、この何で見ますと、17年度で114人で私は20%削減されるという思いでこの資料にはあったものですから、そういう思いをして、10年間で20%と言いますと、17年度が114人で、21年度で106人まで減って、ずっとこのままいくと減っていくんだという思いがありました。

それで、町長、先ほど、国から県から委譲されて事務がふえてくるというのがわかります。そうするとやはり、先ほどちょっと町長言われましたが、民間とか外部のところへ、民間でできる部分は民間にと町長おっしゃってますんで、やはりそこを実践して取り組みをしてほしいと思うんです。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 今、島根県も新しい島根創生計画というのを策定中で、間もなく成案されるんだろうと思いますけど、この中でも丸山知事が言っておられますように、現状を破り、既成概念にとらわれない形で、スクラップアンドビルドでやっていきたいと思います。吉賀町もやはり同じだろうと思います。

上から仕事がどんどんおりてくるのは、ため込むわけにはいきません。限界がございまして、そこを廃止するところは廃止をして、それから民間で賄っていただけるところは民間のほうへやっぱり仕事をしていただく。そうしたことによって吉賀町全体の福祉の増進に努めていかなければならないわけでございますので、個別の案件についてのお答えをいたしませんけど、そうした気持ちでこれからも取り組んでまいりたいと思っています。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 先ほどの前段の町長の答弁の中で、募集しても職員が来られないとか、そういう中で初任給を上げたいとか、そういう意向だろうと思うんですけど、給料も低いと魅力的にはあれと思うんですけど、それプラス応募者が少ないというのは、吉賀町の行政に対して魅力がない、吉賀町の町に魅力がないから、やはりそこで働こうという気にならんというのも、やはり大きく支配していると思うんです。魅力のある町をつくるというそういう努力はすべ

きと思います。

それと、給与を上げることにに関して、町長以下三役の方は、今回の不祥事で下げるということを、やはりそれだけでほかの職員の方が、ああ、あれでええんじやと、そういう認識でおられると、やはりそういったミスとか、そういうのをみんなで共有するということにならんとするんです。先ほどから何人かは言われてますけど、やはり気を引き締めて仕事をするという、そういうことを町長も当然今回訓示といいますか、何といいますか、そういうお話は職員みんなにされたと思うんですけど、そういうふうな認識でおられるかどうかということをお尋ねします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 職員の公募をしても、なかなか人が集まらないというお話を、難しいというお話をさせていただきました。とにかく応募をされる方、いまからどこへ就職をしようかな。例えば公務職場へ、どこへ応募しようかなというときに、給料ベースであったり、賃金ベースであったり、それが全てではないということは重々承知しております。ただ、それも一つの要因だということは御理解をいただきたいと思います。

もう一つやはり大きな選択肢とすれば、それぞれで勤めようとする、応募しようとする自治体のやっぱりその町の魅力であったり、どうした可能性があるのか、将来性があるのかということ、応募される方は大きな判断材料として思慮されて応募されるということは当然のことだろうと思います。その選択肢にまず入ることがまず先決でございますから、吉賀町をそのうちの一つにまず選んでいただいて、最終的に吉賀町に願書を出していただくというためにも、ぜひとも給与ベースにつきましては、全国レベルの、全国並みの給与レベルを確保させていただきたいという思いでございます。

それから、我々三役の給与の減額で事欠く、職員の認識はということでございますが、それは私がとやかく言うことではないかと思いますが、そのことを今回上程、今しておるということは、当然職員は承知しているわけでございますので、それはしっかり、当然この採決の状況がどうなるかということは当然あるわけでございますが、職員のレベルでは、重く受けとめていただいているというふうに私は認識をしております。

○議長（安永 友行君） ありませんか。よろしいです。9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 若手の職員の今回の上げ幅というのは、わずかと言えば20人ぐらいのことなんですけども、私が言いたいのは、今、年功序列で課長さんたちとかなっておると思うんですけど、この民間と常に比較しちゃいけないかもしれませんが、いわゆる本人さんが経済に精通した人とか、数値に明るい人とか、福祉、そういうことにもものすごく長けている人がおられるんです、職員の方でも。そういう人を適材適所と言いますか、それを使い分けるという言い方が、表現はよろしくないんですけども、それを配置することによって住民のサービスも向上し

ますし、ほかの方も一生懸命その人についていこうとかいう、全体レベルがアップすると思うんです。

そうすると、せっかく人事評価制度というものがありますが、なかなか人事を評価することは、普通のコンサル雇ってどうのこうの、なかなか難しい問題がありますから、民間だったら成果主義ですからできるんですけども、役場の仕事というのはなかなかそういうことにならないという現実がありますけども、そこで人事の配分するときに、やはり若手でもやる気がある人、能力ある人ということがあるわけですから、この町の本当の将来的なことを考えますと、年功序列はやめて能力がある人へそのセクションを任せるという方法をとらないと、いつまでたっても堂々巡りみたいなものですよ。給与上げてやらんなら若い者おらんわいとか、年いったけえしょうがない、こういったのというようなやり方を、いつまでも旧態依然をやっていて、新しい改革もできませんし、この将来的な町づくりというのができないと思うんです。その辺で違法性は私はないんだろうというふうに認識しておりますので、その辺について町長、いろんな意味で改革をしないと、これだけ中期財政計画で財政硬直化が進む中で、財政基金の枯渇というようなことが出ておるわけですから、今後はここで生きてよかった、稼げる町でよかったという、若い者でも帰って来ようかというような町づくりをするためには、やはり大きな変革の時期なんですから、トップに立つ人が変革、改革をしないと、ものは変わっていかないと思います。その辺のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 吉賀町には人材育成方針というものもありますから、それに沿って研修を初めいろいろな職員のスキルアップに向けて取り組んでいるところでございますから、これをしっかりまだまだスピードを緩めずに、むしろそれを加速させて取り組んでいきたいというふうに思っています。

それから、適材適所のお話がありました。得意分野があったり、逆に不得意分野があるというのは、当然人間でございますから、あるわけでございますが、それはやはり周りにおける私も含めた人間が見抜いて配置をしていくと。そうしたことによって結果的に役場全体の仕事のレベルアップをさせていくということが大事でございますから、そうしたことには留意をしていきたいと思えます。それが人事異動であるというふうに思っておりますので、これは一般職員、管理職問わず、これは私のやっぱり責任だと思いますから、取り組んでまいりたいと思えます。

あとはやはり必要なのは、職員一人一人の自己研鑽だと私は思います、自己啓発。上司から促されたからやるとか、ある方から、言われたからやるということではなくて、やはり自分が意識を持って、この役場、この吉賀町をいかようにしていくのか、住民の方に対してどうしたサービスを提供していくのか、結果的に吉賀町の町民の皆さんが福祉が増進できるというようなことを、



日日の業務の中で気概を持ってやっていただく、これが自己研鑽、自己啓発だと思いますので、我々の立場といたしましては、そこを促すようなことを仕向けるということが必要だと思いますので、そうしたことにも取り組んでいきたい、留意をしていきたいというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 基本的にこのたびの関連した不祥事とこの生活給としての職員の皆さんの特に将来を担う若い人たちの給与の改定をリンクさせるつもりはありませんけど、そうは言いましてもやはりほかの議員からも出てますように、住民の皆さんはこういう時期に給料引き上げかいというような感じを持つてる声もあるのも確かだと思います。

そこで、私が先ほどからありますけど、特に若い職員の方がこれから吉賀町を背負って立つわけです。その人たちが住民の皆さんに、行政としてどれだけ満足度を提供できるかという、大変いいチャンスでもあると今は思っていますので、先ほどからいろいろありますけど、もう少し若い人たちにいろいろなチャンスを与えるという方策をとっていただきたいと思っております。

例えば、今、地区担当制で、課長の皆さんが張りついてやっていますけど、そこに若い人たちを入れていく。また、地区の行事なんかにも若い人たちが参加できるような環境をつくって、相手が言うんだから仕方がないというような住民の雰囲気という醸成を、ぜひ執行部のほうでつくっていただきたいと思っております。これは答弁いりません、要望ですけど。

どっちにしろ、議会がどうだ、役場はどうだというような声が住民の皆さんから出ないような行動を、お互いとるべきだと思っておりますので、その辺のところを執行部の皆さんが、次の世代を育てるいろいろな方策を模索していただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第5、議案第78号吉賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

ここで10分間休憩します。

午前10時28分休憩

午前10時39分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

---

**日程第6. 議案第79号**

○議長（安永 友行君） 日程第6、議案第79号吉賀町地区集会所施設条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑は保留してありますので、これを許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） ありませんか。質疑はないようですので、質疑はこれで終わります。

討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第6、議案第79号吉賀町地区集会所施設条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**日程第7. 議案第80号**

○議長（安永 友行君） 日程第7、議案第80号吉賀町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案については、先般の質疑の際の答弁残りがあります。8番、大庭議員の質疑で、保証人の対象に保証機関が該当するかどうかの質問です。

永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 失礼いたします。

先般の8番議員さんの質問に対する答弁残りの部分について説明をさせていただきます。

今回、保証人というようなところで、信用保証協会等の法人保証の部分についてでございます

けれども、照会をさせていただきました結果、保証協会等の法人保証については、法律の趣旨に反するものではないとの回答が国のほうからありましたので、制度的には、保証協会等の利用は可能であるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第7、議案第80号吉賀町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

---

### 日程第8 議案第81号

○議長（安永 友行君） 日程第8、議案第81号吉賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。

11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 資料のほうでお聞きをいたします。

資料の50ページ、第5条のところですが、特定地域型事業保育所の連携施設に関する部分で、下から3行目のところの5年というのを10年というふうに変えているわけですが、変えなければならない理由。

国はこういうふうにしはしていますが、吉賀町として変えなければならない理由そのものがあるかということと、直接、今回の改正の中身ではありませんが、今の年数の2行上の後ろ側に、町が認める場合はということで、そういう表現もございますが、特別なければいいんですが、本来、言葉としては認めるとかいうようなときは、町長でないと、条例的に問題があるんじゃないかと思いますが、その点について、特に、年数のほうですが、お聞きをします。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 連携施設に関する経過措置ということで、今回、5年から10年に変えさせていただいた部分につきましては、やはり、全国的な基準でございますので、なかなか連携施設の確保に苦慮されておる施設等々が多いというような状況で、今回、国が5年というふうなところでは無理があるというようなところから、今回、10年に猶予期間を延ばさせていただいたというような理解をしておるところでございます。

その他、必要な適切支援を行うことができる町が認める場合というようなところにつきましては、現行の基準等々がこのような表現になっておるというようなところでございますので、特段、変更等々については考えていないところでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 吉賀町は今、保育料無償化をしとるわけですが、このことによって、町としての持ち出しがどのぐらい減るわけですか。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） あくまでも試算でございますけれども、平成31年度部分につきましては、国のほうからが、この部分の経費につきましては、たしか、試算でございますけれども、全額、31年度は見るということでございますが、約4,000万円程度というふうに考えておるところでございます。

その令和2年度以降につきましては、この部分の経費につきまして、2分の1が国、4分の1が県、残り4分の1が市町村という負担のほうに、今回の法改正によりまして変更になったという内容と把握をしておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 失礼いたしました。

今年度につきましては、10月から半年間の施行ということになりますので、4,000万円の約半分、2,000万円程度が国が全額を負担をするというような形になると思います。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） そうしますと、来年度から結構な金が、財源が浮いてくるわけですが、それは、浮いたお金というか、持ち出しが減ったやつは、どういう方面に持っていくというような計画は立てられていますか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 先ほど、担当課長が申しあげましたように、今年度分は約2,200万円だったと思います。以前、全協で御説明した時に、今年度につきましては、下半期は10分の

10、国が見ますから、持ち出しはない。ところが、来年度は、それが今度は、現状のままでいくと4,400万円ですから約4,000万円。その分、4分の3が国・県から入ってくるということになって、1,000万円の持ち出しで済むと、こういうつくりです。

じゃあ、その財源は要らなかった部分はどうするかということです。今の段階では、手持ちのものは、きょうお示しできるものはありません。ただ、ことしやりました町民座談会でも、ある地区では、その財源、いずれ入ってくる。要は今まで要っておった財源が要らなくなるということですから、それをほかの手立てにとというようなお話が出たところもありましたので、またこれから、来年度の当初予算の編成時期に具体のところは入りますので、何かいい案件があれば、その辺考えていますけど、ただ、そうは言いますが、なかなか吉賀町全体では厳しい。先ほど来、いろいろお話がありますように、財政的には厳しいところです。

吉賀町は先行して、そうした策に財源を投じてきた。それが、やっとここに来て、国のほうから制度的に補填をしていただくということでございますから、ほかのところへ施策を組み立てをしていくのも、それはそれでいいと思いますし、せっかくいただいた財源を、まずは留保しておいて、将来的な財政出動に備えていくというのも、これも1つの手法だろうと思いますので、少し慎重に、ここは考えていきたいなというふうに思っております。

きょうの段階でお示しする案件はございません。

○議長（安永 友行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第8、議案第81号吉賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

---

## 日程第9 議案第82号

○議長（安永 友行君） 日程第9、議案第82号吉賀町定住促進住宅条例の一部を改正する条例

についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。

質疑はありませんか。

3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） この条例は、老朽化したグレースマンションの家賃を下げるということと、もう1点は、消防新宮官舎を公営住宅にするという条例改正であります。いずれにしても、町民にとりまして、非常に歓迎をするべき条例改正であります。私は1点、消防官舎を公営住宅にするということで、私は議員に就任しまして、このことをずっと言い続けておりましたが、ようやく、ここに来て、条例が改正になるという、約5年か6年ぐらいかかっておりました。

私が質問した当時は、条例では、消防職員以外はこの官舎には入れないんだと。特に、町長が認める一部の者に関してはという例外はありますが、消防職員以外は、この官舎には入れないんだということが条例でうたってありました。にもかかわらず、実際には、消防署の職員が入る部屋を1部屋だけあけておいて、残りは学園の職員なり教員なり、町の新規採用された職員が入っているという、つまり、条例違反がずっと続いておったわけであります。

ここに来て、昨年度の決算審査特別委員会でもこの条例を改正すべきだということがようやくうたわれまして、ここに来て、ようやく改正になったわけなんです。なぜ条例違反を堂々とこれだけ長いことされておったか。もっとスピード感を持ってすべきではなかったかと思えます。

町民として非常に歓迎することではあります。やはり、ここは私、このことを言い続けておりましたので、町長の条例違反を受けて、4年も5年も続けていたことについて、もっとスピード感を上げて検討すべきではなかったかということについて、反省を求めて町長のお考えをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 条例の解釈のところだろうと思いますが、条例違反というお話がございましたが、町長が認めるという、いわゆる、弾力的に運用できるところを、どうにか人員を確保しなければならぬところがない。住居の問題があつてということがあつて、これまでの条例の中で運用させていただいたということですから、我々の見解といたしましては、決して条例違反ということをやっておったという認識はございません。

とは言いながら、もともと、ちょうど私が六日市時代に担当のときでございましたが、土地を買収させていただいて、広域の常備職員の方の居を構えなければ、それこそ定住にもなりませんし、勤務の条件が非常に悪いんだという中で建ったものなんです。もともとの設置の目的は、常備消防分遣所の職員の方の住宅ということで整備をさせていただきましたので、その本線から

言うと、これまでの条例の枠の中の運用とは言いながら、そうでない方も入居しておったというのは、これ事実でございますので、そこを否定するものではございませんが、決して、条例違反をしておったという認識はございませんし、そこには至ってないというふうに思います。

ただ、いろいろ御指摘もいただいておりますので、ほかの案件もありましたから、今回、関係する3つの条例の整備をさせていただいた。そのうちの1つということで御理解を賜りたいと思います。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） この分で、吉賀町新宮住宅施設条例については廃止ということで、その条例というのは今、3番議員からも一部ありましたけども、これは平成28年に制定されている分でありますが、その第4条の1号に、町営住宅等の入居資格がない者という、そういう人が入れるというふうにしてありましたけども、実際に、吉賀町が管理する町営住宅等の入居資格がない者というような人というのは、そもそも存在しないものであったと思うんですが、そういう理解でよいのか、その点だけ確認します。

○議長（安永 友行君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） お答えさせていただきます。

この条項に関する、どういう方が対象になるかというところにつきましては、町営住宅は所得制限等があるわけで、所得の制限のない住宅もあるわけですが、町営住宅が空いとって、所得が高い方は入れないというようなことになるわけですが、その辺で、所得制限のかかる方という部分を第一義的にこの条文の中で述べているというふうに考えているところです。

○議長（安永 友行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第9、議案第82号吉賀町定住促進住宅条例の一部を改正する条例についてを採決します。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

### 日程第10. 議案第83号

○議長（安永 友行君） 日程第10、議案第83号吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第10、議案第83号吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第11. 議案第84号

○議長（安永 友行君） 日程第11、議案第84号吉賀町特定優良賃貸住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑は保留してありますので、これを許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第11、議案第84号吉賀町特定優良賃貸住宅条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。



[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第12. 議案第85号

○議長（安永 友行君） 日程第12、議案第85号吉賀町障がい者地域活動支援センター条例を廃止する条例についてを議題とします。

本案についても質疑は保留してありますので、これを許します。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第12、議案第85号吉賀町障がい者地域活動支援センター条例を廃止する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

---

### 日程第13. 議案第86号

○議長（安永 友行君） 日程第13、議案第86号平成31年度吉賀町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案についても質疑は保留してありますので、これを許します。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第13、議案第86号平成31年度吉賀町水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第14. 議案第87号

○議長（安永 友行君） 日程第14、議案第87号平成31年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案についても質疑は保留してありますので、これを許します。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第14、議案第87号平成31年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第15. 議案第88号

○議長（安永 友行君） 日程第15、議案第88号平成31年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計（第2号）を議題とします。

本案についても質疑は保留してあります。これを許します。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第15、議案第88号平成31年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第16. 議案第89号

○議長（安永 友行君） 日程第16、議案第89号平成31年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案についても質疑は保留してありますので、これを許します。

質疑はありませんか。

5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 7ページの歳出ですが、施設介護サービスの給付費ということで、003に施設介護サービスの給付費が4,273万9,000円の補正組まれておりますが、金額的に結構大きな金額なんです。この施設介護ということは、認定が3以上の方だろうと思うんですが、その方が吉賀町にみろく苑ととびのこと、それから六日市苑がありますが、そこに、今までも概ね満床ぐらいじゃなかろうかと思うんですが、この金額が何名ぐらいでこのぐらいになったのかもありますが、急に4,200万円という補正を組まねばならない理由というか、急に、3以上の認定者がぼーんとふえたのか、どこかの施設に入られたということもあるんかもわかりませんが、その辺のことをちょっと御説明願いたいと思います。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えをさせていただきます。

まず、定例会参考資料の75ページのほうをごらんをいただきたいというふうに思います。

まず、介護保険の要介護認定の状況について載せさせていただいております。一番上が令和元年の9月分の状況を載せさせていただいております。こちらにそれぞれ、要支援の1から要介護の5まで、1号と2号被保険者分、それぞれ載せさせていただいております。現在、619人の認定を受けられた方がおられます。

実際に、では第7期の計画において、計画値、見込み値としてはどうであったかというところ

ろでございますけれども、そういったところで、30年度と比較をいたしますと、572人というところで、実際、31年度のところの見込みについても、同様のところの数字を計画値としては計上しておりますので、こういったところから、概ね、47人程度、当初、計画値の見込みよりも要介護認定を受けておられる方がふえているというような現状がございます。

そういったところから、まず、給付が高騰している部分については、要介護認定者数がふえておられるのではないかとというようなところを原課としては考えておるところでございます。

それから、同じく、定例会資料の78ページのほうをごらんをいただきたいと思います。

こちら、介護保険の月報からでございますけれども、9月分のそれぞれの施設ごとのサービスの受給者の方々の状況、こちら介護度別に載せさせていただいておるところでございます。

この中で、特に注目していただきたい部分といたしましては、2段目の介護老人保健施設でございます。9月現在で105名の方が利用されているところでございます。こちらにつきましては、実際、第7期の計画値といたしましては、大体94人ぐらいの方を想定しておりましたけれども、そこよりも約11人ぐらい、老人保健施設を利用される方がふえているというような状況でございます。

こちらの部分のところ、今、町内の施設をいろいろと報告を受けている中においては、ほぼ計画値どおりの稼働率、利用率で推移をしております。町内施設については計画値から大きく外れているというふうな認識は持っておりませんが、実際、ふえておるのが町外の老人保健施設の利用、こういったところが、例えて言いますと、お隣にありますあさぎりの郷さんとか、あるいは広島県内の老人保健施設、こういったところにつきましては、特段、要介護3以上というような縛りはございませんので、基本的に要介護1以上に認定をされれば利用することができるという状況でございますので、そういった方々の利用が今、ふえておる状況ということから、今回、施設介護サービス費部分につきまして、決算的などところで、給付費の増が見込まれるというふうなところから、増額補正をさせていただいたという状況でございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 今の最後のところですが、介護の3以上の縛りが無いというのは、公的のところは多分3だろうと思うんですが、3以上の縛りが無いというのは、民間事業者の方がやられておるという解釈でよろしいんですか。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えをいたします。

まず、特別養護老人ホームの入所基準については、原則、要介護3以上でございます。それから、老人保健施設につきましては、六日市病院につきましては、介護療養型の老人保健施設とい

う、いわゆる新型老健というようなものに位置づけられますので、こちらについては今、要介護3以上ということになっております。

ただ、それ以外の老人保健施設、従来からあります、先ほど申しあげましたあさぎりの郷さんでありますとか、といったところにつきましては、基本的には、要介護1以上からの利用が可能でございますので、そういったところで、要介護3以上が対象となる老健と、要介護1からが対象となる老健が、一応2種類存在しているという状況でございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第16、議案第89号平成31年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第17. 議案第90号

○議長（安永 友行君） 日程第17、議案第90号平成31年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案についても質疑は保留してありますので、これを許します。

質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第17、議案第90号平成31年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

---

#### 日程第18. 議案第91号

○議長（安永 友行君） 日程第18、議案第91号平成31年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案についても質疑は保留してありますので、これを許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第18、議案第91号平成31年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第19. 議案第92号

○議長（安永 友行君） 日程第19、議案第92号平成31年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案についても質疑は保留してあります。これを許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第19、議案第92号平成31年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

---

### 日程第20、議案第93号

○議長（安永 友行君） 日程第20、議案第93号平成31年度吉賀町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

本案についても質疑は保留してありますので、これを許します。

質疑はありませんか。

5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 12ページの総務費ですが、002のところ定住推進費というのがありまして、△386万円ということで減額しておられますが、これ、先日の説明で人数が確定したためということでございますが、この社会福祉士等修学資金貸付金ということですが、これの何名ぐらいを予定されておられたのか、その辺のところを、これで言うと、実際使っておるのが45%ぐらいのあれだろうと思うんですが、半分以下ということですが、その辺のところを、最初の査定が大きく計算違いだったのか、その辺のところを。

○議長（安永 友行君） 今、資料がないんでわからんそうですんで、中座してもらうても、総務課長困りますんで、ここで5分間休憩します。

午前11時21分休憩

.....  
午前11時30分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

先ほどの5番議員の質問への答弁残りをさせていただきます。

野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 大変失礼いたしました。

社会福祉士等修学資金貸付金についてお答え申し上げます。

これについて、本年度当初予算から申し上げますと、この金額としては1,066万円の予算計上でございます。内訳なんですけれども、継続貸付、これが13人分、それから、新規の貸し付け、これを10人、こういうように見込んで予算を計上いたしております。

それで、現在の状況です。継続貸付の方が10人、それから、新規の貸し付け、これ結果的に5人ということになりました。なので、継続貸付は3名ほど減、それから、新規の貸し付けの方については見込みよりも5名の減、この減額部分というところで今回、予算計上させていただいておるというところでございます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 同じく12ページの件なんですけど、企画総務費で、ワールドカップで使った器具を持って帰るといふあれで、102万9,000円の運賃が出とるんですけど、結構な運賃で、数量も大型2台分とか言われたんですけど、それをスポーツセンターに持っていくと言われたんですけど、スポーツセンターには現在、利用者が少ないというふうに聞いておまして、この間、老人には無理だろうというような、ちょっと失礼な意見もあったんですけど、これを公民館単位で、設置場所の意見等を聞かれたのか、私が言うのは、蔵中の跡地に体育館、そこがあいているので、ぜひ、トレーニングセンタージムみたいな要望がすごい出ておるんですよ。

ぜひ導入、こんな運賃がかかるものをスポーツセンターに、一挙に決めるんじゃなくて、そういった要望等を配慮して設置できないのかなということをお聞きしたいんですけど。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

まず、老人の方へ使えないという失礼な発言ということで指摘ございましたが、何分、この器具の性質上、ワールドカップの選手とかが使っている重量物なので、なかなか、高齢者の方が使用するには、ちょっと負荷が多過ぎて、かえって体を壊すんじゃないかという意味合いでございますので、その点は御理解いただきたいと思っております。

それと、いろいろ導入経過はございますが、この前も報告させていただきましたが、紹介していただいた後、御寄贈いただく会社のほうへ行って、いろいろ協議をしております。その中で、寄贈者の意向としましては、まず、寄贈は年内に行ってほしいということ、それと、プロ仕様のため、なかなか利用を一般に広げるのは難しいのではないかとということ、それと、地域振興的な活用が望ましいということ、それと、スポーツ練習とトレーニングが同時にできる利用が一番いいであろうということ、それと、トレーナーを配置することが理想ということをお提言いただきました。

そこまでのところで、我々としては、スポーツ練習とトレーニングが同時にできることという



ことで、スポーツ公園や交流センターが想定できるのではないかとということで、下話をしたところでございます。

スポーツ公園につきましては、御存じのとおり、環境的には非常に、グラウンドがあって、建物があってというところでございますが、もう既に、1階は空きスペースが残っておりません。なかなかの重量物を置くのは困難だと思っております。利用できるものがあれば利用していきたいということで、今、指定管理者のほうとも調整しているところでございます。

交流センターにつきましては、これはまた、吉賀高等学校にも打診をしたところ、吉賀高校が非常に部活で交流センターを活用して、以前から、トレーニングマシーンがあれば非常に効率的な練習ができるという意見を多々いただいておりますので、ここで利活用できるように今、考えているところでございます。

また、ここは町外から合宿などに来て、非常に要望も多いというところで考えております。今の蔵木の体育館という御提案がありましたが、元蔵木中学校の体育館ということでございますが、ちょっと今のところ、そこは想定の中には入れておりません。

以上です。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 想定の中に入れてないということで、想定の中に入れる余地はあるのか、もう全くないのか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 余地があるかないかと言えば、当然、余地はあると思います。蔵木中学校は教育委員会の所管にまだなっていますが、後の利活用は、今、地元のほうで協議をするというふう私も聞き及んでおりますので、先ほど、8番議員のほうから、そんな声があるというお話がございましたが、公のコメントとして、地域から教育委員会のほうにもそうしたことはまだ伝わってないだろうと私は承知していますから、そうしたことを地元のほうで跡利用のことを十分御議論いただいて、今、御提案、お話があったようなことが非常に効果的だということで、地元でも意見がまとまれば、それは今回、どこどこへ配置をしてから、それでもう、永久的にそこで終わりということは当然ないわけですし、かなり数量がありますから、妥当な使用方法ができるのであれば、検討していく余地はあると思っております。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 13ページのはとの湯の修繕料というのが上がっておりますが、直接これとは関係ないんですが、ちょっと関連でお聞きしたいんですが、今、閉館をしていると思うんですが、これの再開の見込みですね。どのような見込みがあるのか。

というのが、年末年始というのは一番利用者も多いし、また、新聞では、益田市の匹見の温泉

も、年末年始だけ特別に再開するということが報道されておりますが、はとの湯の今後についての再開の見込みについてお聞きします。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

先般、レジオネラ菌が検出されたということで、現在、対策をしております。

具体的には、施設洗浄や配管、いわゆる源泉から建物に来るまでの配管の洗浄、ためるところの貯水槽の洗浄、周辺の掃除等を行っております。

現在、ほぼ考えられる対策を終えまして、保健所の指導を仰ぎながら、もう一度立ち会い検査をしていく予定としております。可能であれば、今週中には立ち会い検査をしていただきまして、また、結論を出したいと考えております。

それと、補足でございますが、まず、発生した後に、直ちに水質の検査をしておりますが、その後の検査では、レジオネラ菌は検出されなかったということを申し添えておきます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） それでは、年末に間に合うという解釈で。いろいろ聞くもんですから、正月は間に合うんだらうかとか聞くので質問させていただきましたが、もう菌は出ないということであれば、年末までには間に合うということでしょうか。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） 何分、この件に関しましては、保健所等の御指導を仰ぎながら、我々としては、できるだけ年内に間に合うように対処しているつもりでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第20、議案第93号平成31年度吉賀町一般会計補正予算（第7号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

---

### 日程第21. 発議第6号

○議長（安永 友行君） 日程第21、発議第6号会計年度任用職員制度の施行に伴う地方自治体への十分な財政措置を求める意見書（案）を議題とします。

本案について、付託先の総務常任委員会の報告を求めます。

5番、中田総務常任委員長。

○総務常任委員長（中田 元君） それでは、総務常任委員会の中田でございますが、報告をいたします。

令和元年12月12日、吉賀町議会議長 安永友行様、総務常任委員会委員長中田 元。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記、1. 事件の番号 発議第6号。件名 会計年度任用職員制度の施行に伴う地方自治体への十分な財政措置を求める意見書（案）。2. 審査年月日 令和元年12月12日。

3. 審査結果 可決（全員賛成）と決しました。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 以上で、総務常任委員長からの報告が終わりました。

委員長に対しての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） それでは、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第21、発議第6号会計年度任用職員制度の施行に伴う地方自治体への十分な財政措置を求める意見書（案）を採決します。

この発議に対する委員長の報告は原案可決です。この発議は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第22. 請願第1号

○議長（安永 友行君） 日程第22、請願第1号日本政府と国会に核兵器禁止条約への調印・批准・参加を求める意見書提出を求める請願書を議題とします。

本案については、質疑が保留してありますので、これを許します。

本質疑は紹介議員に対して行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第22、請願第1号日本政府と国会に核兵器禁止条約への調印・批准・参加を求める意見書提出を求める請願書を採決します。

この請願を採択することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、この請願は採択とすることに決定いたしました。

---

## 日程第23. 要望第7号

○議長（安永 友行君） 次に、日程第23、要望第7号町政活性化に関する要望書を議題とします。

本案について、町政活性化特別委員会の報告を求めます。

藤升町政活性化特別委員会委員長。

○町政活性化特別委員長（藤升 正夫君） それでは、町政活性化に関する要望書の報告書を読み上げて報告させていただきます。

令和元年12月11日、吉賀町議会議長安永友行様、町政活性化特別委員会委員長藤升正夫。

要望審査報告書。本委員会に付託された要望を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告いたします。

記、1. 受理番号第123号 要望第7号。件名 町政活性化に関する要望書。

2. 審査年月日、6回やっておりますが、そのうち、町執行部へのヒアリングを2回、提出者へのヒアリングを1回、実施をしております。

3. 審査結果 全員賛成で採択と決しました。

4. 審査意見につきまして、別紙、裏面ですけれども、載せておりますので、よろしくお願ひします。

別紙。要望の趣旨。この要望書は、(1) 学校法人六日市学園六日市医療技術専門学校と社会医療法人石州会六日市病院の存続、(2) 町内企業等の労働者不足に対する住環境整備への町当局の積極的な関与、(3) 町の公共施設のあり方についてはスピード感を持って検討し、健康増進交流促進施設存続のための大改革を求めている。

意見。町長を先頭に、積極性とスピード感を持って下記事項に取り組まれない。

(1) 六日市学園の介護福祉科(定員40名)は、六日市学園が平成30年9月に実施した経営診断によると、収支分岐点の学生数27名を確保できれば赤字経営とならないというものであり、経営の承継を含め、学園存続に向けて積極的に関与されたい。

(2) 経営者、金融機関、県、商工会、吉賀町(企画課、産業課)などで構成する組織を設置し、住環境整備を含む幅広い情報の積極的開示と共有を行い、官民の不断の協議ができる体制を構築されたい。

(3) 公共施設の個別管理計画の策定を計画どおり完了させること。未使用となっている施設の廃止及び統合・複合化を検討されたい。廃止等を行う施設については、関係者と丁寧に協議を進められたいとしております。

○議長(安永 友行君) 委員長報告が終わりましたので、ここで、委員長に対しての質疑を許します。質疑はありませんか。

10番、庭田議員。

○議員(10番 庭田 英明君) 要望の要旨の中で、3番に健康増進交流促進施設存続のための大改革を求めているというふうに記されておりますけど、この大改革という意味を委員会としてどのように調査されましたか。

○議長(安永 友行君) 11番、藤升委員長。

○町政活性化特別委員会委員長(藤升 正夫君) 今、公共施設等総合管理計画に基づく不要施設等の処分等について、また、先日来言っております町の財政状況、これらにつきまして審査をしたところでありまして、そして、その内容としましては、先日の全員協議会等でも審議があった内容となっております。

以上です。

○議長(安永 友行君) ほかにありませんか。

10番、庭田議員。

○議員(10番 庭田 英明君) この要望の要旨の中に、ゆ・ら・らのための存続のための大改

革を求めていると書いてありますので、その大改革という、この要望を出された方の大改革という内容を委員会で精査されたかどうかというのをお聞きしています。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升委員長。

○町政活性化特別委員会委員長（藤升 正夫君） その分についての精査というのは、特に、先ほど言ったもののほかについては精査していないということであります。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第23、要望第7号町政活性化に関する要望書を採決します。

この要望に対する委員長の報告は採択です。この要望は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、この要望は採択とすることに決定をされました。

---

#### 日程第24、発委第3号

○議長（安永 友行君） 日程第24、発委第3号医療・介護従事者の全国一律の最低賃金新設と労働条件の改善を求める意見書（案）を議題とします。

提出者の説明を求めます。11番、藤升町政活性化特別委員会委員長。

○町政活性化特別委員会委員長（藤升 正夫君） それでは、発委第3号、令和元年12月16日、吉賀町議会議長安永友行様、提出者 町政活性化特別委員会委員長藤升正夫。医療・介護従事者の全国一律の最低賃金新設と労働条件の改善を求める意見書（案）、上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。理由は、医療・介護従事者の定着を促すためであります。裏面をお願いします。

医療・介護従事者の全国一律の最低賃金新設と労働条件の改善を求める意見書（案）。

高齢化が進む中、医療・介護の職場は、看護師や介護職の過重労働と人員不足が深刻化しています。看護師の賃金は他の専門職に比べて低く、医療が全国一律の診療報酬で運営されているに

もかかわらず、地域や設置主体等による格差が大きいため、賃金の低い地域から看護師が流出している実態もあります。

介護職については、全産業労働者の平均賃金よりも低く、介護の仕事をやめたいと考えたことがある人は非常に多く、やめたい理由は、賃金が安い、仕事が忙し過ぎる、体力が続かない等々となっています。低賃金、過重労働の実態が改善されず、このことが人員不足を深刻化させ、患者・利用者の安全や医療・介護の質に深刻な影響を及ぼしかねない事態になっています。

医療・介護崩壊を防ぎ、どこでもだれでも安心して医療・介護が受けられる体制をつくるには、働き続けることができる賃金・労働条件の改善が必要です。医療・介護に従事する人の国内産業に占める割合は年々高くなっており、その賃金の底上げは、地域経済を支える上でも重要です。よって、国におかれましては、下記事項を実現されるよう求めます。

記。（１）医療・介護の深刻な人員不足を解消するため、看護師及び介護職の全国一律の最低賃金を新設し、賃金の底上げをはかること。

（２）医療・介護従事者の賃金・労働条件の改善にかかわる財源は、国が財政措置を講じること。

（３）医師・看護師・医療技術職・介護職などを増員し、夜勤改善などの労働条件の抜本的な改善をはかること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先といたしまして、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣としております。よろしく申し上げます。

○議長（安永 友行君） それではここで、委員長に対しての質疑を許します。

10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 意見書が町政活性化特別委員会から出ておりますけど、特別委員会でこの意見書を出そうと決定した経緯を少し説明していただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升委員長。

○町政活性化特別委員会委員長（藤升 正夫君） 今の件ですけれども、六日市学園が募集を停止をしたということによって、看護師並びに介護士が不足をする、そういう事態が発生するというのは御存じのことと思います。

1人でも2人でも今、六日市学園を出て六日市病院で働いておられる方に、六日市病院に残っていただく必要があるんじゃないかということを委員会の中でも検討させていただき、少なくとも、何らかの形で意思表示をする必要があるということで、国に対して意見書を出そうということになりました。

以上です。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 委員会が出されるということでしたので、全員賛成で出されるんだと思いますが、それでは、記のところで1、2、3とありますけど、1番の、今、六日市病院のことを言われましたけど、ここには全国一律と書いてあります。病院は公立なり法人なり、いろいろな形態の経営の仕方があるわけですが、その中で、こうやって賃金を一律に上げる、これは国に財政措置をしろということが書いてありますので、国に責任を持たせたわけでしょうが、果たして、例えばですよ。六日市病院が今、それでなくても大変な経営をされておる中で、国の財政措置がなかった場合は、六日市病院の経営を、かえって足を引っ張る結果になるんじゃないかと私は思っています。

それで、その辺のところも検討されたかどうかということと、いつも打ち出の小づちがあるみたいな要望書が出ますけど、この国に財政措置をとれということは、財源をどこに求めて、こういう要望が出たのか。消費税は反対。とにかく、とるものは反対で出すものは出せというような、いかにも無責任な要望になると思うんですが、活性化委員会として、その辺のところをきちっと精査されたのかどうかということをお聞きしておきます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升委員長。

○町政活性化特別委員会委員長（藤升 正夫君） きちんと精査されたかということですが、要望事項の2番目に、先ほど、10番議員からもありましたように、出していることについてだと思います。

これは委員会の中で検討したことはありませんので、あえて、私個人の意見ということではお聞きを願いたいんですけども、実際に、利益をすごく上げているところから、当たり前国のために負担をしていただく、そういうことをして、それでもって、国の財政そのものも安定的に導く。不要な、例えば、来年度の予算でも軍事費5.3兆円と、年々拡大し続けている。それも、人件費とかじゃなしに、お金の中身が人殺しのための兵器を買っていると、このようなもののために使われると、そういうものもやっぱり、国のほうが見直しをするということがあって当たり前、そして、地域の医療、本当に津和野なんかは、なくせと言わんばかりに言われていますが、そういうことがあってはいけない、そういうふうに、もっと地域から発信をしていくのが重要であると。

このことについては、委員会で話したわけではありませんので、今の質問者に対する私の個人的な見解であるというふうに受け止めていただければいいんですが、そのように思います。

○議長（安永 友行君） ちょっとおつなぎしておきますけど、12時過ぎたんですが、後の時間、そうかからんと思いますので、引き続き、本会議を続行しますので、御理解ください。

10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 藤升議員の個人の御高説を賜りまして、それはそれとして、個



人的にいろいろな思いを持たれるというのは、決して否定するものではありませんので、そこを  
とやかく言うことはありませんけど、いやしくも、委員会の意見書として出すわけですので、個  
人的な見解を入れるというのはいかなものかと私は思います。

それで、委員長にしか聞けないと思うんですけど、ほかの委員さんはこれを黙認したわけです  
か。どうなんですか。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升委員長。

○町政活性化特別委員会委員長（藤升 正夫君） 黙認したとかいう表現で言われるのは、私はも  
っと言葉があるんじゃないかというふうに思いますが、委員会の中では、このことについて、文  
言の訂正等していただきました。これで何とかやろうということでした。

やっぱり、そもそもこの要望書が、出たものに対して、すぐ形としてあるものも、私は必要だ  
と言う思いから、委員会のほうで相談をさせていただいておりますので、その点をつけ加えてお  
きます。

○議長（安永 友行君） 1番、桑原議員。

○議員（1番 桑原 三平君） この意見書（案）ですが、全国一律の最低賃金というふうにして書い  
てありますので、確認のためにお聞きしますが、最低賃金の島根県の平均とか、全国の平均とか、  
恐らく調査されてこの意見書だろうと思いますので、その辺、わかれば教えてください。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升委員長。

○町政活性化特別委員会委員長（藤升 正夫君） グラフ上の分でしかちょっとわからないのです  
が、医療・福祉業の所定内賃金と地域別最低賃金の関係ということで、グラフで示されておるも  
のが資料としてありますが、島根県としては、全国の平均に比べて非常に低いというのは、グラ  
フ上で示されております。

なおかつ、ちょっと金額的に最低賃金の比較ですけれども、2019年ということを出ておりま  
すが、日給でいいますと、最低と最高が1,792円の差になっているというふうに、グラフ上  
では示されております。

○議長（安永 友行君） 4番、松蔭議員。

○議員（4番 松蔭 茂君） ただいまの発委の件でございますが、私も委員です。委員ですが、  
今、委員長の報告にちょっと違うんじゃないかと思うのは、このことに対しては、初めの要望に  
ついては、私賛成しました。このことについては、賛成しませんでした。そうしないと、皆さん  
が全部賛成したように思われたんじゃないかと思うので、委員長どうですかいね、その辺。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升委員長。

○町政活性化特別委員会委員長（藤升 正夫君） 提出することについての結果については報告し  
ておりませんので、あえて報告をさせていただきます。1名の反対で賛成多数ということで、こ

の意見書を提出させていただいております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） この意見書、趣旨的にはね、私も大変いいんじゃないかと思いますが、ただですね、全国一律という最低賃金を新設しとありますが、現在というか、もう七、八年前から、国のほうで介護職等に対して、処遇改善措置というのが実際に各施設等に行われておりますが、その辺との兼ね合いで、どのように審議されたのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升委員長。

○町政活性化特別委員会委員長（藤升 正夫君） その点につきましては、調査をしたのは今年の調査結果に基づく数字でのところでありますので、今、六日市病院も賃金、月額で3万円の引き上げとか、そういうことも行っております。それでも、退職された方ないし、今、現職で働いておられる看護師さん等の御意見ですけれども、やっぱり、賃金も安いからという理由でやめるといふことを言っておられる方もおられます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 質疑も結構出ましたので、質疑は終わってよろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） それでは、以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第24、発委第3号医療・介護従事者の全国一律の最低賃金新設と労働条件の改善を求める意見書（案）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第25. 閉会中の継続調査について

○議長（安永 友行君） 引き続き、日程第25、閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務・広報の各常任委員長から、会議規則第75条の規定に基づいて、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申出書が提出されております。

お諮りをします。申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。よって、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

ここで、先ほど請願第1号が可決されましたので、追加日程が必要になりましたので、追加日程の文書をお配りしますので、しばらくお待ちください。（資料配付）

○議長（安永 友行君） ただいま、事務局のほうで意見書（案）を配付いたしましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） ただいまお手元に配付したとおり、11番、藤升議員より発議第7号日本政府と国会に核兵器禁止条約への調印・批准・参加を求める意見書（案）が提出されました。

ここでお諮りをします。

発議第7号日本政府と国会に核兵器禁止条約への調印・批准・参加を求める意見書（案）を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。したがって、発議第7号日本政府と国会に核兵器禁止条約への調印・批准・参加を求める意見書（案）を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

---

### 追加日程第1. 発議第7号

○議長（安永 友行君） 追加日程第1、発議第7号日本政府と国会に核兵器禁止条約への調印・批准・参加を求める意見書（案）を議題とします。

提出者の説明を求めます。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） それでは、先ほど採択されました請願に基づく発議第7号を読み上げて提案させていただきます。

発議第7号、令和元年12月16日、吉賀町議会議長安永友行様、提出者、吉賀町議会議員藤升正夫。

日本政府と国会に核兵器禁止条約への調印・批准・参加を求める意見書（案）、上記の議案を、別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

理由は、平和な世界の実現のためであります。

めくっていただきまして、日本政府と国会に禁止条約への調印・批准・参加を求める意見書（案）。

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから72年を経た2017年7月7日、歴史的な核兵器禁止条約が採択されました。条約は、核兵器について破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪して、これに悪の烙印を押しました。核兵器は今や、不道徳であるだけでなく、歴史上、初めて明文上も違法なものとなりました。

条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用と、その威嚇に至るまで、核兵器にかかわるあらゆる活動を禁止し、抜け穴を許さないものとなっています。また、条約は核保有国の条約への参加の道を規定するなど、核兵器完全廃絶への枠組みを示しています。同時に、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国、被害国の国民の切望に応えるものとなっています。このように、核兵器禁止条約は、被爆者とともに、私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものです。

2018年9月20日、核兵器禁止条約への調印・批准・参加が開始されて以降、国際政治でも各国でも、前向きな変化が生まれています。2019年11月22日現在、禁止条約調印国は、アジア、ヨーロッパ、中南米、アフリカ、太平洋諸国の80カ国、批准国は34カ国となり、発効に必要な条件、50カ国の3分の2を数えました。

日本政府は、アメリカの核の傘に安全保障を委ねており、核兵器禁止条約に背を向け続けています。こうした態度を直ちに改め、広島と長崎への原爆投下に見られる核の惨禍を体験した唯一の戦争被爆国として、核兵器廃絶のために核兵器の禁止に賛同し、推進の先頭に立つことが求められています。日本政府並びに国会におかれましては、速やかに核兵器禁止条約への調印・批准・参加をすることを求めます。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出します。提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣としております。よろしく申し上げます。

○議長（安永 友行君） それではここで、提出者に対しての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

追加日程第1、発議第7号日本政府と国会に核兵器禁止条約への調印・批准・参加を求める意

見書（案）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

それでは、以上できょうの全日程は済みしましたので、ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

本12月定例会に、執行部のほうから上程をさせていただきました議案につきましては、全議案とも可決の御承認をいただきまして、本当にありがとうございました。改めて厚く御礼申し上げます。

さて先般、報道ではことしの1年の世相をあらわす漢字というのは「令」ということで、令和の令であったり、命令の令であったり、そうした言葉でございました。

振り返って、私自身がどうであったかということ常々考えておりましたら、私はやはり、苦悩の悩であったり煩悩の悩であったり、悩み続けた1年だったというふうに思っております。本当に、来る日も来る日も、毎日のように悩み続けた1年でございました。

それじゃあ、来年がその自省から外れるかといいますと、私は決してそうではないというふうに思っております。同じように、来年も1年間悩み続ける日が続くと思いますけど、やはり、ことし、これまでの経験を糧にさせていただいて、来年は、悩みに悩んだ末に、今度は悟ることができ、あるいは、皆さんにより情報が提供できるような、そうした結論に達して、達成感を感じることができるような、そんな1年にさせていただきたいなというふうに思っております。

そのためには、やはり、住民の皆様の代表でございます議会の皆さんにおかれましては、高所大所から、さまざまな形で御支援なり御助言をいただくことを、本席をお借りをしまして改めてお願い申し上げます、定例会の閉会に当たってのお礼の御挨拶にかえさせていただきたいと思っております。本当にありがとうございました。

---

○議長（安永 友行君） 以上で、本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。これで会議を閉じます。令和元年第4回吉賀町議会定例会を閉会します。

午後0時22分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

前副議長

副 議 長

署名議員

署名議員